

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
 発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
 編集者 電話099(226)3621 FAX 099(226)3622
 URL <http://www.kakikyo.or.jp>
 印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社朝日印刷

2015年(平成27年) September 9月号

平成27年度全国労働衛生週間実施要綱について



八重の棚田（鹿児島市郡山町）【写真提供者：村山 隆 氏】
 入来峠から八重山公園側に左折した甲突川の源流、甲突池の近くに位置した石積みの棚田～八重棚田館～

目次 CONTENTS

さくらじま	1	平成27年「過労死等の防止のための対策に関する大綱」について	9
平成27年度全国労働衛生週間実施要綱について	2～4	障害者雇用の促進について	10
平成27年度全国労働衛生週間説明会日程について	4	平成27年業種別死傷災害発生状況（7月末）	10
平成27年度全国労働衛生週間説明会のご案内	5	平成27年度受動喫煙防止セミナーの開催について	11
労働契約法無期転換ルール及びその特例について（継続雇用の高齢者）	6	受動喫煙防止対策助成金のご案内	11
労務管理あれこれ～午前中社内勤務を終えて午後から出張、労働時間はどう算定する～	7	平成27年度腰痛予防対策講習会のご案内	12～13
「くるみん」企業が県内で30社に達しました	7	平成27年度安全衛生スタッフ向け	
脳・心臓疾患及び精神障害等の労災補償状況（平成26年度）について	8	リスクアセスメント実務研修のご案内	14～15
		平成27年10月の講習開催のご案内	16

さくらじま

煙草を吸えないのは、喫煙者には実に辛いことのようだ。西南戦争の城山籠城の際、煙草が欠乏して困窮し、ある兵は、西郷さんのもとに行って要望した。「先生、煙草が無かことなりもしたから少し給わんか」、「さうや、そいなら、よか品（と）をあげんなら」、そう言って、西郷さんは、普段自分が吸う煙草ではなく、上等のきざみ煙草の袋を取り出して封を切り、その大半を驚づかみにして与えた。その兵は、とっておきの優良品を惜しげもなく無くされたことに感激したという（山田清斎編『西郷南州遺訓』）。欲を離れ、我を愛する心をもって人を愛することを信条とした西郷さんらしい逸話である。▼話題は現代のことになる。平成15年の

健康増進法改正で公共の場所での受動喫煙防止措置が努力義務となって十余年。改正労働安全衛生法の施行により本年6月には職場も努力義務化された。妊娠の受動喫煙で未熟児や脳障害、流産・死産等が起き、1日3時間以上受動喫煙を受ける女性の子宮頸部からは煙草由来の発がん性物質が検出されることが分かっている。▼時代の趨勢とはいえ、喫煙者、経営者の方の中には、理屈で分かっていても、今回の努力義務化に対し、いささか抵抗を感じる向きもおられるかもしれない。しかし、健康と命の大切さはいうまでもない。身近なところで次の社会を担う世代のことを思いやり、非喫煙者に配慮することが求められている。今なお、西郷さんの逸話は含蓄が深い。

平成27年度全国労働衛生週間

平成27年度全国労働衛生週間実施要綱

1. 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第66回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康を巡る問題を見ると、平成26年度の精神障害の労災支給決定件数が497人（過去最多）、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が277人となっていること、勤務問題を原因・動機の一つとしている自殺者が約2,200人いること、近年我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていることなど、職場におけるメンタルヘルス対策や過重労働による健康障害防止対策は重要な課題となっている。

また、業務上疾病の被災者は長期的には減少しているが、平成26年は前年から105人増加して7,415人となった。疾病別では腰痛が186人増加して4,624人となり、その業種別では社会福祉施設が最も多く、製造業、商業でも増加している。

さらに、化学物質による疾病は溶剤、薬品等による薬傷・やけど等が多く、また、特別規則で規制されていない化学物質を原因とする労災事案の発生等の新たな問題も生じている。

このような状況を踏まえ、平成26年6月に公布された改正労働安全衛生法により、①ストレスチェック制度の創設によるメンタルヘルス対策、②表示義務の対象となる化学物質の範囲の拡大と、一定の危険・有害な化学物質に対するリスクアセスメントの実施による化学物質管理、③職場における受動喫煙防止対策等を推進し、業務上疾病の発生を未然防止するための仕組みを充実させることとしている。

また、平成26年11月に施行された過労死等防止対策推進法に基づき、平成27年7月には、過労死等の防止のための対策等を取りまとめた「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を定める予定となっている。

このような背景を踏まえ、今年度は、

「職場発！ 心と体の健康チェック

はじまる 広がる 健康職場

をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2. スローガン

「職場発！ 心と体の健康チェック

はじまる 広がる 健康職場」

3. 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4. 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5. 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害

防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6. 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7. 実施者

各事業場

8. 主唱者、協賛者の実施事項

10(2)の①重点事項も踏まえ、以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) 改正労働安全衛生法を周知する。
- (6) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

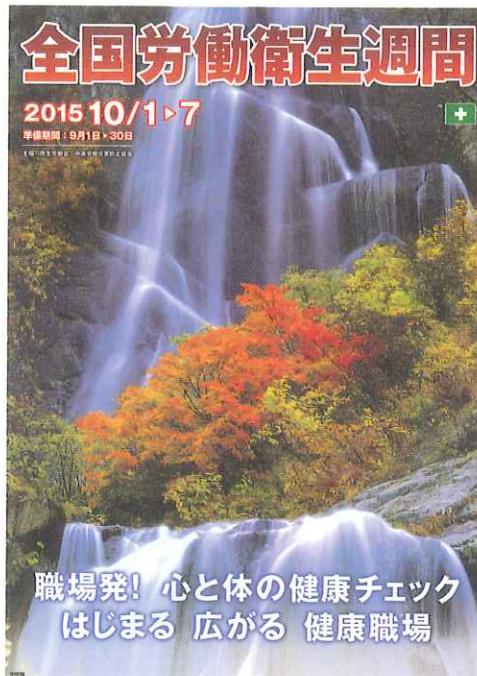
9. 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10. 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

- (1) 全国労働衛生週間に実施する事項
 - ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡回
 - イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
 - ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
 - エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等



- 緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施**
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施
- (2) 準備期間中に実施する事項
- 下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。
- ① 重点事項
- ア 改正労働安全衛生法に関する事項
- (ア) 平成27年12月1日に施行される改正労働安全衛生法に基づく、ストレスチェック制度に係る取組への準備
- (イ) 平成28年6月に施行される改正労働安全衛生法に基づく、一定の危険・有害な化学物質（SDS交付義務対象物質）に関するリスクアセスメントの実施に向けた環境整備
- a. 化学物質の取扱状況と安全データシート（SDS）の入手状況の確認
- b. 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のSDSの交付状況の確認
- c. 過去に実施した化学物質に係るリスクアセスメントの結果の確認又は過去に実施したことがない若しくは実施結果を確認できなかった場合のリスクアセスメントの実施
- (ウ) 平成27年6月1日に施行された改正労働安全衛生法を踏まえた、職場における受動喫煙防止対策の推進
- a. 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
- b. 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
- c. 支援制度（専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- イ その他の重点事項
- (ア) 労働者の心の健康の保持増進のための指針等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- a. 事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明
- b. 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- c. 4つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
- d. 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- e. 自殺予防週間（9月10日～9月16日）等をとらえた職場における自殺対策への積極的な取組の実施
- f. 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- (イ) 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- a. 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- b. 健康管理体制の整備、健康診断の実施等
- c. 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等の実施
- d. 小規模事業場における面接指導実施に当たっての産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (ウ) 職場における腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策の推進
- 腰痛予防対策指針（平成25年6月18日付け基発0618第1号）に係る以下の対策の推進
- a. リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
- b. 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む）の実施
- c. 社会福祉施設及び医療保健業向けの腰痛予防講習会等を活用した介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の普及の推進
- (エ) 溶剤、薬品等による薬傷・やけど等の防止
- a. 化学物質の飛沫等のばく露のおそれがある作業における保護眼鏡の着用の徹底
- b. 不浸透性の保護手袋、保護衣等、適切な保護具の選定・着用の徹底
- ② 労働衛生3管理の推進等
- ア 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立を始めとした労働衛生管理活動の活性化
- (ア) 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
- (イ) 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
- (ウ) 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
- (エ) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- (オ) 現場管理者の職務権限の確立
- (カ) 労働衛生管理に関する規程の点検、整備・充実
- イ 作業環境管理の推進
- (ア) 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
- (イ) 局所排気装置等の適正な設置及び稼働並びに検査及び点検の実施の徹底
- (ウ) 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善
- ウ 作業管理の推進
- (ア) 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- (イ) 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- (ウ) 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- エ 健康管理の推進
- 「職場の健康診断実施強化月間」として、以下の事項を重点的に実施
- (ア) 健康診断の実施、有所見者の健康保持に関する医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底
- (イ) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (ウ) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- (エ) 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- オ 労働衛生教育の推進

- (ア) 雇入時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
 (イ) 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
 カ 心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施
 キ 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進
 ク 労働者の治療と職業生活の両立等の支援に係る取組の促進
 ケ 職場における感染症（ウイルス性肝炎、HIV、風しん等）に関する理解と取組の促進
 ③ 作業の特性に応じた事項
 ア 粉じん障害防止対策の徹底
 (ア) 第8次粉じん障害防止総合対策に基づく「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」としての次の事項を重点とした取組の推進
 a. アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
 b. 金属等の研磨作業等に係る粉じん障害防止対策
 c. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 d. 離職後の健康管理
 (イ) 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
 イ 熱中症予防対策の徹底
 (ア) 暑さ指数（WBGT値）が基準値を超えると予想される場合の、作業時間の見直し及び単独作業の回避
 (イ) 自覚症状の有無に関わらない水分・塩分の摂取
 ウ 電離放射線障害防止対策の徹底
 エ 騒音障害防止のためのガイドラインに基づく騒音障害防止対策の徹底

- オ 振動障害総合対策要綱に基づく振動障害防止対策の徹底
 カ VDT作業における労働衛生管理のためのガイドラインによるVDT作業における労働衛生管理対策の推進
 キ 化学物質中毒対策等の徹底
 (ア) 化学物質を製造・使用する事業場における漏えい・ばく露防止措置の徹底
 (イ) 有機溶剤を取り扱う作業におけるばく露防止措置の徹底
 (ウ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒の防止のための換気の徹底
 ク 石綿障害予防対策の徹底
 (ア) 建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底
 (イ) 吹き付け石綿又は石綿含有断熱材等の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底
 (ウ) 石綿製品の全面禁止の徹底
 (エ) 離職後の健康管理の推進
 ケ 酸素欠乏症等の防止対策の推進
 (ア) 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
 (イ) 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
 ④ 東日本大震災に関連する労働衛生対策の推進
 ア 建築物等の解体作業、がれき処理作業や津波で打ち上げられた船舶の解体における石綿ばく露防止対策、粉じんばく露防止対策、破傷風等感染防止対策等の徹底
 イ 東電福島第一原発における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底
 ウ 平成24年8月10日付け基発0810第1号に基づく東電福島第一原発における事故の教訓を踏まえた対応の徹底

平成27年度全国労働衛生週間説明会日程表

	日 時	会 場	所在地
鹿児島署管内	9月7日(月) 13時30分～	枕崎市市民会館	枕崎市千代田町
	9月8日(火) 13時30分～	指宿市民会館	指宿市東方
	9月10日(木) 13時30分～	南さつま市総合保健福祉センター ふれあいかせだいにしへホール	南さつま市加世田川畠
	9月11日(金) 13時30分～	鹿児島県歴史資料センター 黎明館	鹿児島市城山町
	9月14日(月) 13時30分～	シーサイドガーデンさのさ	いちき串木野市長崎町
	9月15日(火) 13時30分～	オロシティーホール大会議室	鹿児島市卸本町
	9月24日(木) 14時00分～	種子島建設会館	西之表市鴨女町
	9月25日(金) 10時00分～	屋久島環境文化村センター	屋久島町宮之浦
管川内署	9月9日(水) 13時30分～	薩摩川内市国際交流センター	薩摩川内市天辰町
	9月10日(木) 14時00分～	出水市音楽ホール	出水市文化町
管鹿屋内署	9月15日(火) 14時00分～	鹿屋市中央公民館	鹿屋市北田町
	9月17日(木) 10時00分～	鹿児島県交通安全協会 志布志地区協会	志布志市志布志町
署加治内管	9月10日(木) 14時00分～	伊佐市文化会館	伊佐市大口鳥巣
	9月11日(金) 14時00分～	姶良市文化会館 加音ホール	姶良市加治木町
名瀬署管内	9月4日(金) 13時30分～	瀬戸内建設会館	大島郡瀬戸内町古仁屋
	9月8日(火) 10時00分～	与論町中央公民館	大島郡与論町茶花
	9月9日(水) 10時00分～	和泊町中央公民館	大島郡和泊町和泊
	9月10日(木) 13時30分～	喜界町中央公民館	大島郡喜界町赤連
	9月15日(火) 10時00分～	徳之島建設会館	大島郡徳之島町亀津
	9月17日(木) 13時30分～	奄美振興会館	奄美市名瀬長浜町

全国労働衛生週間説明会のご案内(お知らせ)

(公社)鹿児島県労働基準協会

事業者、安全衛生担当者様

10月1日から7日までの間、第66回全国労働衛生週間が始まります。

当協会では、準備期間中に各地(4ページ日程表参照)で説明会を開催し、鹿児島県における労働衛生の現況、関係統計の情報をお知らせし、労働衛生水準の向上を図ることとしています。

説明会では、本年12月から事業所に義務づけられる**ストレスチェック制度**の説明も盛り込まれています。
多数の参加をお待ちしています。

なお、周知用の用品(ポスター等)販売も致しますので最寄りの支部へ問い合わせ下さい。

説明会・用品等の問合せ先

◇鹿児島支部	電話 099-226-7427	FAX 099-226-7427
◇川内支部	電話 0996-25-1377	FAX 0996-25-1377
◇鹿屋支部	電話 0994-40-9055	FAX 0994-40-9056
◇加治木支部	電話 0995-63-1030	FAX 0995-63-1030
◇加世田支部	電話 0993-58-2183	FAX 0993-58-2184
◇志布志支部	電話 099-472-4877	FAX 099-472-4833
◇大島支部	電話 0997-53-5487	FAX 0997-53-6270
◇種子島支部	電話 0997-22-2736	FAX 0997-22-2731

職場発! 心と体の健康チェックはじまる 広がる 健康職場

2016年
8月10日より
展示開始!

第66回 本週間 2016年10月1~7日 準備期間 2015年9月1~30日

全国労働衛生週間

主催: 厚生労働省 中央労働災害防止協会

労働衛生週間キャンペーングッズ

全国労働衛生週間スローガン
スローガンA・本と犬
申込No.337 237円 B2判
NEW!

全国労働衛生週間スローガン
スローガンB・安の池
申込No.338 237円 B2判
NEW!

全国労働衛生週間スローガン
スローガンC・リラックマ
申込No.340 237円 B2判
NEW!

全国労働衛生週間スローガン
スローガンD
申込No.339 280円 B1判
NEW!

全国労働衛生週間スローガン
スローガンE
申込No.341 237円 B2判
NEW!

全国労働衛生週間スローガン
スローガンF
申込No.342 237円 B2判
NEW!

全国労働衛生週間バッジ
20枚入
申込No.386 648円 約40mm
NEW!

第66回 労働衛生週間ポスター
B1判
申込No.387 648円 約100cm×61cm
NEW!

第66回 労働衛生週間ポスター
B2判
申込No.388 237円 約60cm×42cm
NEW!

第66回 労働衛生週間ポスター
B3判
申込No.389 237円 約40cm×30cm
NEW!

第66回 労働衛生週間ポスター
B4判
申込No.390 18円 約25cm×18cm
NEW!

労働衛生週間のぼり(布)
縦 ハトメ・ヒモ付
ボリュームフル ハトメ・ヒモ付
NEW!

労働衛生週間のぼり(布)
縦 ハトメ・ヒモ付
ボリュームフル ハトメ・ヒモ付
NEW!

労働衛生週間のぼり(布)
縦 ハトメ・ヒモ付
ボリュームフル ハトメ・ヒモ付
NEW!

労働衛生週間横幕(布)
申込No.394 2,052円 0.5×2.5m 縦 ハトメ・ヒモ付
NEW!

労働衛生週間横幕(布)
申込No.395 540円 70×60cm ピール
合板面付
NEW!

労働衛生のしおり
中央労働災害防止協会編 / B6判 / 376頁(予定) 申込No.301 定価 648円
平成27年度全国労働衛生週間実施要領、掲示がされるストレスチェック制度の概要といった最新情報を
載せた冊子。最後の部分労働衛生行動指標を有する、色々な会社の実績や労働衛生の実情などを
紹介するデータ、開催会場、主催者改選等の記録で充実した資料を収録。

NEW!
働く人の健康のじるべ
中央労働災害防止協会編 / B5判 / 208頁 / 4色刷 申込No.302 定価 108円
ストレスとともに併存している心の問題(心の病)の特徴、ストレスチェックや、ワーキングのススメ、
「これ」と「あれ」が伝える病気やアドバイスなど、健康で快適な毎日を送るためにポイントをイラストを交
えてわかりやすく解説。働く人々ひとり向かうの小冊子。

NEW!
働く人の健康のじるべ
中央労働災害防止協会編 / B5判 / 208頁 / 4色刷 申込No.302 定価 108円
ストレスとともに併存している心の問題(心の病)の特徴、ストレスチェックや、ワーキングのススメ、
「これ」と「あれ」が伝える病気やアドバイスなど、健康で快適な毎日を送るためにポイントをイラストを交
えてわかりやすく解説。働く人々ひとり向かうの小冊子。

労働契約法無期転換ルール及びその特例について（継続雇用の高齢者）

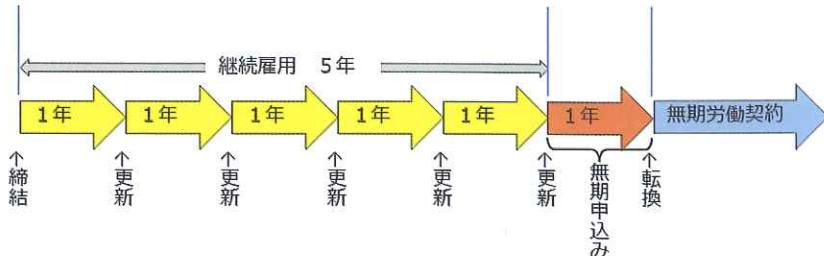
鹿児島労働局監督課

1 改正労働契約法

有期労働契約については、その乱用的利用を抑制し、労働者の雇用の安定を図るため、平成24年に、同一の使用者との間で締結された有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えた場合に、労働者の申し込みにより無期労働契約に転換するルールの導入等を内容とする労働契約法の改正が行われ、平成25年4月から全面施行されています。

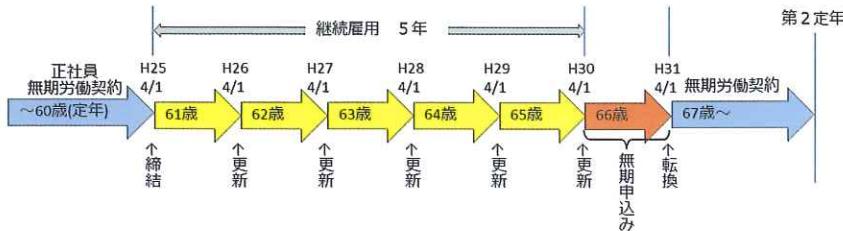
(1) 無期転換ルール（改正労働契約法の原則）

同一の使用者との間で、有期労働契約が通算で5年を超えて繰り返し更新された場合は、労働者の申込により、無期労働契約に転換します。通算契約期間のカウントは、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約が対象です。



(2) 継続雇用の高齢者に無期転換ルールをあてはめた場合

60歳定年、65歳まで1年更新で継続雇用制度に基づき65歳まで継続雇用し、さらに契約を更新して65歳以上も継続雇用した場合は下図のようになります。



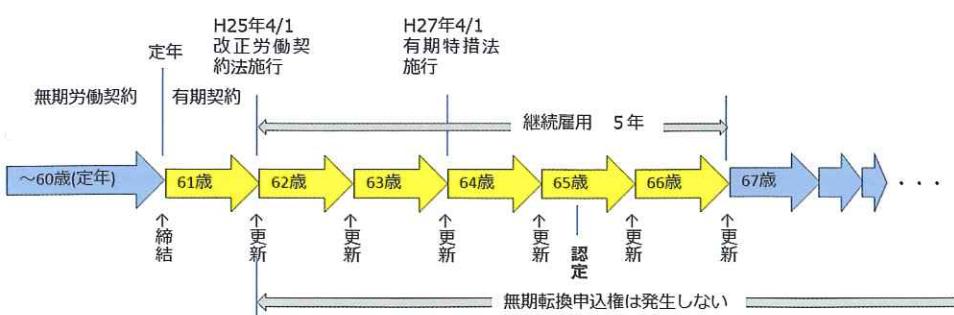
2 有期特措法による継続雇用の高齢者の特例を適用した場合

定年後引き続いて雇用される有期雇用労働者については、同一の事業主に継続して雇用されることで、定年まで培ってきた知識、経験等を活用することができるが、加齢とともに健康自体や職業能力の変化に関する個人差が大きくなるため、有期雇用契約を活用することで労使双方のニーズを満たす面があると考えられます。このため、専門知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法においては、定年後引き続いて雇用される有期雇用労働者がその能力を有効に發揮し、活力ある社会を実現できるよう、その特性に応じ、①事業主が適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けること。②定年に達した後、引き続いて同一の事業主に雇用されること。この2つの要件を満たせば、有期雇用の継続雇用の高齢者については、その事業主に定年後引き続いて雇用される期間は、無期転換申込権が発生しないことになります（有期特措法第8条第2項）。

なお、定年時に労働者が継続雇用を希望せず定年退職し、その後使用者あるいは労働者の事情で有期雇用された労働者は無期転換申込権が発生します。

この特例を定める有期特措法の施行期日は平成27年4月1日です。また、改正労働契約法の無期転換ルールは平成25年4月1日のものから計算されます。この間の2年については有期特措法の効果が遡り平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約が対象となります。

次回は、労働局の認定手続きについて説明します。



労務管理あれこれ

鹿児島労働局監督課

午前中社内勤務を終えて午後から出張、労働時間はどう算定する

(Q) 出張中は所定労働時間労働したものとみなすということですが、午前中は社内で業務を行い、午後から出張する場合はどうなるのでしょうか。また、休日に旅行した場合の時間は休日労働にならないということですが、出張中の旅行時間の取り扱いはどうなるのでしょうか。

社内と事業場外勤務の時間を合計する

(A) 労働基準法第38条の2では、「労働者が労働時間の全部又は一部について事業場外で業務に従事した場合において、労働時間を算定し難いときは、所定労働時間労働したものとみなす」として、事業場外労働の「みなし労働時間」について規定しています。

このみなし労働時間の考え方については、

- ① 原則として所定労働時間労働したものとみなす
- ② 業務を遂行するためには、通常所定労働時間を超えて労働することが必要な場合には、当該業

務の遂行に通常必要とされる時間とする

- ③ ②の場合で労使協定が締結されているときには、その協定で定める時間を当該業務の遂行に通常必要とされる時間とする

となっています。

ご質問のケースのように、労働時間の一部を事業場内で労働する場合には、みなし労働時間制で算定される事業場外で業務に従事した時間と別途把握した事業場内における時間とを加えた時間となります（昭63・3・14基発第150号）。

次に出張先に休日のうちに移動を行った場合の旅行時間の取り扱いについてですが、これについては通達が出ており、「出張中の休日はその日に旅行する等の場合であっても、旅行中における物品の監視等別段の指示がある場合の外は休日労働として取り扱わなくても差し支えない」（昭23・3・17 基発第461号、昭33・2・13基発第90号）と示されています。

この通達から判断しますと、休日は労働義務が課せられていない日だということですから、この日に移動をしたとしても労働時間、あるいは労働日にはならないということになります。

「くるみん」企業が県内で30社に達しました

鹿児島労働局雇用均等室

次世代育成支援対策法（以下「次世代法」）に基づき、行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、申請を行うことにより、子育てサポート企業として認定（くるみん認定）を受けることができます。今般、次の3法人の認定を行い、管内の認定企業は30法人になりました。なお、認定企業数が30法人を超えた都道府県としては、全国で20県目（九州では、福岡に次いで2番目）となります。

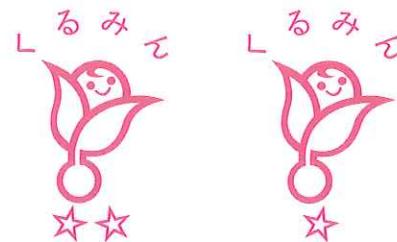
《7月22日認定》

○ホシザキ南九株式会社 一回目（鹿児島市）

《8月4日認定》

○長島商事株式会社 二回目（鹿児島市）

○長島開発株式会社 一回目（鹿児島市）



認定マーク「くるみん」

次世代法の改正に伴い、「くるみんマーク」のデザインが新しくなりました。新しいマークでは、認定を受けた回数を☆の数で表しています。平成27年4月以降に認定申請し、認定された企業に対して、新しいマークが付与されます。

今回認定した企業の取組は、鹿児島労働局ホームページに掲載しています。

脳・心臓疾患及び精神障害等（「過労死」等事案）の 労災補償状況（平成26年度）について

鹿児島労働局労災補償課

(1) 脳血管疾患及び虚血性心疾患の労災補償状況

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	請求件数	認定件数	請求件数	認定件数	請求件数	認定件数
全 国	842	338	784	306	763	277
鹿児島	11	6	10	7	8	4

※ 認定件数は当該年度以前に請求されたものを含みます。

- ① 全国の請求件数は763件で前年度に比べ21件減少しており、鹿児島の請求件数は8件で前年度と比べ2件減少している。
- ② 業種別（全国）では、請求件数は、「運輸業・郵便業」(168件)、「卸売業・小売業」(126件)、「建設業」(97件) の順に多く、認定件数は「運輸業・郵便業」(92件)、「卸売業・小売業」(35件)、「製造業」(31件) の順に多い。
- ③ 職種別（全国）では、請求件数は、「輸送・機械運転従事者」(149件)、「サービス職業従事者」(125件)、「専門的・技術的職業従事者」(102件) の順に多く、認定件数は、「輸送・機械運転従事者」(88件)、「専門的・技術的職業従事者」(44件)、「管理的職業従事者」(37件) の順に多い。
- ④ 年齢別（全国）では、請求件数は「50～59歳」(251件)、「40～49歳」(222件)、「60歳以上」(198件) の順に多く、認定件数は「50～59歳」(111件)、「40～49歳」(93件)、「30～39歳」(39件) の順に多い。

(2) 精神障害等の労災補償状況

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	請求件数	認定件数	請求件数	認定件数	請求件数	認定件数
全 国	1,257	475	1,409	436	1,456	497
	169	93	177	63	213	99
鹿児島	10	1	10	4	16	5
	1	0	2	2	3	2

※ 各欄下段は自殺者数で内数

※ 認定件数は当該年度以前に請求されたものを含みます。

- ① 全国の請求件数は1,456件で前年度に比べ47件増加し、認定件数も61件増加して497件となり、ともに過去最多となった。鹿児島の請求件数は16件で前年度に比べ6件増加した。
- ② 業種別（全国）では、請求件数は「製造業」(245件)、「医療・福祉」(236件)、「卸売業・小売業」(213件) の順に多く、認定件数は「製造業」(81件)、「卸売業・小売業」(71件) の順になっている。
- ③ 職種別（全国）では、請求件数、認定件数とともに「専門的・技術的職業従事者」(347件)、「事務従事者」(336件) の順に多い。
- ④ 年齢別（全国）では、請求件数、認定件数ともに「40～49歳」(454件)、「30～39歳」(419件)、「20～29歳」(297件) の順に多い。
- ⑤ 出来事別の支給決定件数は、「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」(72件)、「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」(69件) の順に多い。

平成27年「過労死等の防止のための対策に関する大綱」について

鹿児島産業保健総合支援センター産業保健相談員 前田 雅人

平成27年7月24日に厚生労働省から「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が発表された。様々な要因が潜んでいるであろう「過労死」は、残された者の悲しみのみならず、その社会的影響は大きなものがある。この言葉は国際的にも「karoshi」として知られているようであり、「過労死等防止対策推進法」が平成26年11月に施行されたといえ、「過労死」対策は急がれるところである。今回は発表された大綱の内容からいくつかポイントを選んで解説する。

まず過労死等の定義は「業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡」、「業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡」、「死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害」の3つに初めて規定された。

過労死等に影響を及ぼす労働時間の現状をみると、我が国の年平均労働時間は欧州諸国と比較して長く、時間外労働者の割合が高く、特に週49時間以上働いている労働者が多いようである。週60時間以上の労働時間の者については全体で1割弱となっているが、働き盛りの30代男性が17%を占めており、憂慮すべき問題である（平成26年）。その一方で、年次有給休暇の取得率は近年5割を下回っており、正社員の約16%が1日も年次休暇を取得していないと報告されている。この労働時間対策として、国は平成32年までに週労働時間60時間以上の労働者の割合を5%以下に、年次有給休暇取得率を70%以上にすることを目指している。

メンタルヘルスについては、仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者の割合が平成25年度は52.3%と以前よりは低下しているが、まだ半数を超えており、その内容は「仕事の質・量」(65.3%)、「仕事の失敗、責任の発生等」(36.6%)、「対人関係（セクハラ・パワハラを含む）」(33.7%)と報告されている。メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は平成25年60.7%と前年より13.5%も増加しているが、都道府県労働局等に寄せられる企業と労働者の紛争に関する相談のうち「いじめ、嫌がらせ」に関する

ものが近年増え、なんと平成24年度は「解雇」の相談件数を上回り、最多となっているとのことである。今後の対策として、国は平成29年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合80%以上を目指しており、また平成27年12月から「ストレスチェック」が実施され、メンタルヘルス対策の充実が期待される。

一方、就業者の脳血管疾患、心疾患（高血圧性を除く）、大動脈瘤及び解離による死亡数は減少傾向ではあるが、平成22年度は3万人余りであり、60歳以上が全体の7割を占め、高齢者に多くみられる。近年は業務における過重な負荷が原因として考えられるようになっており、対策として長時間の時間外労働の把握が重要と思われる。

自殺数については、平成10年以降14年間連続して3万人を超えていたが、平成22年以降減少が続き、平成26年は2万5千人余りと報告されている。勤務問題が原因・動機の一つとして推定される自殺者数は、平成26年は2227人であり、詳細にみると「仕事疲れ」が3割を占め、次いで「職場の人間関係」、「仕事の失敗」、「職場環境の変化」の順とのことである。

大綱の中で、今後は調査研究等を含め、啓発活動、相談体制の整備、民間団体の活動への支援等を「過労死等の防止対策」として考えていることが記載されており、各事業場も積極的に取り組み、過労死等ゼロを目指していただきたい。



障害者の雇用の促進について

鹿児島労働局職業対策課

障害者に関しては、事業主は従業員に対して一定割合で雇用することが法律で義務付けられており、その法定雇用率は、民間企業においては、2.0%となっています。

平成26年6月1日現在の鹿児島県内の民間企業の実雇用率は、2.02%と、法定雇用率及び全国平均実雇用率1.82%のいずれも上回っております。

鹿児島県内のハローワークを通じた平成26年度の障害者の就職件数は1,689件（対前年比13.9%増）と過去最高となっています。そのうち精神障害者は対前年比32.3%と大きく伸びており、障害者に対する理解は年々高まっていますが、雇用率達成企業割合は6割に満たない状況です。

また、県内では、6月30日現在13,222人の障害者がハローワークに登録しており、このうち就業中の人は6,757人で、病気や訓練校在学など扣除5,225人が求職中です。

障害者の雇用の促進と安定を図るために、障害者自身の職業的自立への努力に加えて、事業主の理解と協力が不可欠であり、県や関係機関とともに雇用対策に努めています。その一環として9月を「障害者雇用支援月間」と定め、障害者雇用支援・激励大会（9/10：鹿児島市）や障害者就職面接会（9/17：鹿屋市、9/30：鹿児島市）などを開催し、障害者の雇用の場を広げるとともに、事業主の理解を求めるための障害者雇用支援運動を積極的に進めてまいります。

企業の採用担当者の皆様におかれましては、就職を希望する障害者の雇用に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【平成27年6月】

県内有効求人倍率 0.86倍（全国45位）

全国有効求人倍率 1.19倍

※平成27年5月における県内有効求人倍率0.88倍から5カ月ぶりに0.02ポイント下回りました。

※6月の新規求人数は12,069人と、10カ月連続で前年同月を上回っていますが、うち正社員求人は4,370人と、全体の約36%の割合にとどまっています。

雇用管理に役立つ助成金、活用してみませんか！

鹿児島労働局職業対策課

【障害者関係助成金】

ハローワークなどの紹介により障害者を新たに雇用された場合など、国による助成金制度があります。主な制度は以下のとおりです。

- 障害者トライアル雇用奨励金：原則3ヶ月の試行雇用を行う場合（最大4万円×最大3ヶ月）
- 特定求職者雇用奨励金：新たに雇用する場合（最大240万円）
- 障害者初回雇用奨励金：初めて障害者を雇入れて法定雇用率を上回った場合（120万円）
- 障害者職場復帰支援助成金：中途障害等により長期の休職後、復帰のための措置を講じた場合（最大70万円）

上記助成金の詳細やその他の制度につきましては、各ハローワーク又は鹿児島労働局職業対策課（☎099-219-8712、099-219-8713）へお問い合わせください。

平成27年 業種別死傷災害発生状況（7月末）

鹿児島労働局

	平成27年		平成26年		増減数	
	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業	802	9	808	12	-6	-3
1 製造業	144	2	164	2	-20	
1 食料品製造業	84	1	98	1	-14	
4 木材・木製品製造業	4		12		-8	
9 窯業上石製品製造業	8		8			
11~12 金属製品製造業	9	1	12		-3	1
13~15 機械器具製造業	11		13		-2	
上記以外の製造業	28		21	1	7	-1
2 鉱業			2		-2	
3 建設業	128	3	121	3	7	
1 土木工事業	40	3	47	1	-7	2
2 建築工事業	73		62	2	11	-2
3 その他の建設業	15		12		3	
4 運輸交通業	108	1	110	3	-2	-2
1 鉄道・航空機業	5		2		3	
2 道路旅客運送業	6		10	1	-4	-1
3 道路貨物運送業	97	1	98	2	-1	-1
4 その他の運輸交通業						
5 貨物取扱業	11		7	1	4	-1
1 陸上貨物取扱業	5		3	1	2	-1
2 港湾運送業	6		4		2	
6 農林業	36	1	44	1	-8	
1 農業	15		20	1	-5	-1
2 林業	21	1	24		-3	1
7 畜産・水産業	46	1	40		6	1
8 商業	105	1	133		-28	1
1 鉄売業	9		20		-11	
2 小売業	84	1	101		-17	1
3 理容美業	2				2	
4 その他の商業	10		12		-2	
9 金融・広告業	6		4		2	
11 通信業	1		7		-6	
12 教育・研究業	9		8		1	
13 保健衛生業	94		83		11	
1 医療保健業	30		34		-4	
2 社会福祉施設	62		46		16	
3 その他の保健衛生業	2		3		-1	
14 接客娯楽業	47		49	2	-2	-2
1 旅館業	12		11		1	
2 飲食店	22		25	2	-3	-2
3 その他の接客娯楽業	13		13			
上記以外の事業	67		36		31	
10 映画・演劇業						
15 清掃・と畜業	39		19		20	
16 官公署	2				2	
17 その他の事業	26		17		9	
陸上貨物運送事業（4~3・5~1）	102	1	101	2	1	-1
第三次産業（8~17）	329	1	320	1	9	

① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月7日締めで集計したもの。

② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上の災害によるもので、死亡者を含みます。

③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。

④ 陸上貨物運送事業及び第三次産業は、別計。



平成27年度 受動喫煙防止セミナーの開催について

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会 鹿児島県支部

- ・職場の喫煙防止対策の勧め ・たばこの煙のない職場
- ・受動喫煙にはこんな危険が潜んでいる等についてのセミナーを専門の講師が、全国労働衛生週間説明会後、引き続き講演を行います。

日時：平成27年9月14日（月） 全国労働衛生週間説明会後14:30～15:20頃まで

会場：シーサイドガーデンさのさ（いちき串木野市長崎町101）

日時：平成27年9月15日（火） 全国労働衛生週間説明会後14:30～15:20頃まで

会場：オロシティーホール大会議室（鹿児島市卸本町6-12-2F）

- ・参加費等 無料（事前申し込みは必要ありません）
- ・都合により、時間帯は前後する場合がございます。

問合せ先：全基連 鹿児島県支部 TEL099-226-3621（県労働基準協会内）

平成27年7月31日付け鹿児島労働局労働基準部長より、下記のとおり受動喫煙防止対策助成金について周知依頼がありましたのでご案内致します。

（公社）鹿児島県労働基準協会

受動喫煙防止対策助成金のご案内

労働安全衛生法の改正により、平成27年6月1日から、職場の受動喫煙防止対策（事業者・事業場の実情に応じた適切な措置）が事業者の努力義務となりました。

受動喫煙防止対策を行う際には、その費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」をぜひ、ご活用ください。

支給の対象となる事業主（次のすべてに該当する事業主）

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業主
- (2) 中小企業事業主
- (3) 事業場内において、**措置を講じた区域以外を禁煙とする**事業主

助成の対象となる措置

- (1) 一定の基準（喫煙室の入口で、喫煙室内に向かう風速が0.2m/s以上）を満たす喫煙室の設置・改修
- (2) 一定の基準（喫煙所での喫煙で、喫煙所の直近の建物の出入口などにおける粉じん濃度が増加しない）を満たす屋外喫煙所（閉鎖系）の設置・改修
- (3) 一定の基準（喫煙区域の粉じん濃度が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下、または必要換気量が $70.3 \times (\text{席数}) \text{ m}^3/\text{h}$ 以上）を満たす換気装置の設置など（宿泊業・飲食店を営んでいる事業場のみ）

支給額

上記喫煙室の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などに関する費用の経費の2分の1（上限200万円）

・交付は事業場単位とし、1事業場につき1回とします。

・同じ事業場で複数の場所に措置を講じる場合は、1件の申請としてまとめて行ってください。（1申請の上限額は200万円）

お問い合わせ・申請先

鹿児島労働局労働基準部健康安全課 ☎892-8535 鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階 ☎099-223-8279

厚生労働省ホームページアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/>

申請様式のダウンロードや、申請についてのQ&A、書類作成要領などの閲覧

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/>

ホーム > 政策について > 各種助成金・奨励金等の制度 > 受動喫煙防止対策に関する各種支援事業

※鹿児島労働局のホームページでも一部の様式などをダウンロードできます。

http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu/youshikishu/yoshiki10/2014-0415-2.html

ホーム > 各種法令・制度・手続き > 法令・様式集 > 各都道府県個別 > 安全衛生関係 > 受動喫煙防止対策助成金について

厚生労働省委託事業

平成27年度

腰痛予防対策 講習会

無料

内容

各会場にて対象者を分けて同日に講習を行います。
なお、講義内容は昨年度開催のものと同様となります。

主な内容(共通)

講義

- ①腰痛の発生状況、腰痛の影響要因、対策のための体制づくり
- ②スライディングシート等の福祉用具の使用方法、腰痛を起こしにくい作業動作
- ③作業空間、床面等の作業環境の改善
- ④腰痛予防対策チェックリスト、リスクアセスメントの活用
- ⑤腰部の負担が特に大きくなる作業別のポイント（動画あり）

実技

- ①作業姿勢
- ②腰痛予防体操

2 「社会福祉施設介護従事者(事業者)向け」

作業別の腰痛予防のポイントを掲載した介護従事者向けのテキスト(無料)を使用し、社会福祉施設における介護従事者を対象に講習を行います。

対象者 社会福祉施設の介護従事者、施設長
管理者等

13:15～受付開始	13:45 開講	16:15 終了
------------	----------	----------

1 「病院・診療所看護従事者向け」

作業別の腰痛予防のポイントを掲載した看護従事者向けのテキスト(無料)を使用し、医療保健業における看護従事者を対象に講習を行います。

対象者 病院・診療所の看護従事者、施設長、
管理者等

9:15～受付開始	9:45 開講	12:15 終了
-----------	---------	----------

3 「社会福祉施設事業者向け」

左記2の中で事業者等に理解していただきたい内容を中心とした講習です。同じテキスト(無料)を使用します。

対象者 社会福祉施設の施設長、管理者等

16:30～受付開始	17:00 開講	19:00 終了
------------	----------	----------

*3「社会福祉施設事業者向け」は全国47会場中16会場で開催します。それ以外の会場では、2の講習が事業者向けの内容を含んでいます。

お申込方法

Webからお申込みいただきます。

- ① 「中災防(ちゅうさいぼう)+腰痛予防対策講習会」で検索
(http://www.jisha.or.jp/seminar/health/h3700_youtsu.html)
- ② 「残席確認・オンライン申込み」より申込ください。
- ③ 送信後、メールが返信されますのでご確認ください。
- ④ 受付完了後、開催2週間前に中災防から会場の案内を含む受講票を送付します。

注意事項

- 各会場とも先着順でお申込を受け付け、定員に達し次第締め切りいたします。
- お申込時にご記入いただいた個人情報につきましては、厚生労働省と中災防が責任をもって管理します。ただし、厚生労働省から腰痛予防対策講習会参加後の取組状況を把握するためのアンケートへの回答依頼を行なっています。
- また、中災防の行っているサービスの的確な情報提供のために使用するほか、当協会が行う各種セミナー、出版する図書、コンクールへの応募勧奨、アンケートのご案内、その他公益的な観点から情報の提供等を利用することができます。中災防の個人情報の二次利用に同意されない場合はオンラインの申込フォームの「個人情報の二次利用に同意しない」チェックボックスにチェックを入れてください。



日程・会場

～全国47会場の開催予定など最新情報は、Webでご確認ください～

【中国・四国・九州地区】 10月1日受付開始

都道府県	開催日	会場	所在地
鳥取*	12月10日(木)	鳥取県労働基準協会	鳥取市若葉台南1-17
島根*	12月9日(水)	島根労働基準協会	松江市学園1-5-35
岡山	1月20日(水)	岡山県安全衛生会館	岡山市南区山田2315-4
広島	2月9日(火)	中国四国安全衛生サービスセンター	広島市西区三篠町3-25-30
山口*	1月26日(火)	山口市小郡ふれあいセンター	山口市小郡下郷1440-1
徳島*	1月21日(木)	徳島県労働基準協会連合会	徳島市北佐古一番地5-12 徳島県JA会館8階
香川*	1月22日(金)	香川労働基準会館	高松市郷東町436-3
愛媛*	12月8日(火)	新居浜市市民文化センター別館4F	新居浜市繁本町8-65
高知*	12月15日(火)	高知県立地域職業訓練センター	高知市布師田3992-4
福岡	1月28日(木)	九州安全衛生サービスセンター	福岡市博多区東光2-16-14
佐賀*	1月13日(水)	佐賀県労働基準協会	小城市三日月町堀江1721
長崎*	12月11日(金)	NBC別館メディア・スリー	長崎市上町1-35 NBC別館3階
熊本	2月4日(木)	熊本県労働基準協会	熊本市北区貢町691-1
大分*	1月15日(金)予定	未定	大分市内(予定)
宮崎*	12月16日(水)	宮崎県トラック協会総合研修会館2階	宮崎県恒久1-7-21
鹿児島*	11月18日(水)	鹿児島県労働基準協会 鹿児島教習所	鹿児島市七ツ島1-6-2
沖縄*	1月15日(金)	九州沖縄トラック研修会館5階	那覇市港町2-5-23

*のついた会場では③社会福祉施設事業者向け講習会(16:30～)の開催はありません。

お問い合わせ先

中央労働災害防止協会(中災防) 健康快適推進部 企画管理課

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 TEL 03-3452-2517 FAX 03-3453-0730

安全衛生スタッフ向け リスクアセスメント実務研修

主催：中央労働災害防止協会

協力：(公社)鹿児島県労働基準協会

中央労働災害防止協会では、労働安全衛生マネジメントシステム等に取り組まれる事業場で、リスクアセスメントの導入及び実施体制の整備において中心的役割を果たす安全衛生スタッフの方を対象としてリスクアセスメントの考え方、実施方法、仕組みづくり等に関する研修を開催いたします。奮ってご参加くださいますようご案内申し上げます。

本研修を修了した方は、厚生労働省通達「労働安全衛生マネジメントシステム担当者研修実施要領」（平成12年9月14日付基発第577号）のリスクアセスメント担当者研修を修了したものと認められます。（中災防の修了証が交付されます。）

1 日 時：平成27年**10月30日（金）** 9:00～17:00

2 会 場：鹿児島県労働基準協会 鹿児島教習所
(鹿児島市七ツ島1-6-2 電話 099-261-6298)

3 内 容：必要な法令や指針を中心にリスクアセスメントの考え方、実施方法及び仕組みづくり等について基本がわかります。

カリキュラム（都合により変更する場合があります）

時 間	内 容	時 間	内 容
9:00～ 9:10	開講、オリエンテーション	13:20～14:20	【講義】リスクアセスメントの手法 その2 危険性又は有害性の特定（リスクの洗い出し） リスク低減措置の検討と実施
9:10～10:40	【講義】OSHMSにおけるリスクアセスメントの目的と意義 OSHMSの概論、リスクアセスメントの基本	14:20～14:30	休憩
10:40～10:50	休憩	14:30～15:30	【演習】
10:50～11:40	【講義】リスクアセスメントの手法 その1 リスクの見積り方法 リスク低減のための優先度の設定（評価）	15:30～15:40	危険性又は有害性の特定、見積り、評価、低減措置
11:40～12:40	昼食・休憩	15:40～16:50	休憩
12:40～13:20	【演習】リスクの見積り、評価	16:50～17:00	【講義】リスクアセスメントの手法 その3 導入から運用まで 質疑応答、修了証授与、閉講

4 対象者 安全衛生スタッフ、安全衛生担当者など、これからリスクアセスメントの仕組みを構築することに参画する事務局担当者（リスクアセスメントを導入及び実施体制の整備において、中心的な役割を果たす方）

5 定 員 50名（定員になり次第申し込みを締め切ります。）

6 料 金

料 金	正規料金	割引料金（注2）
会員（注1）	25,710円	15,430円
一般	30,860円	18,520円

（テキスト代、消費税を含みます。）

注1 会員とは（公社）鹿児島県労働基準協会又は中央労働災害防止協会賛助会員事業場所属の方です。

注2 割引料金の対象は、常時使用する労働者数が300人未満の事業場であり、労災保険の適用事業場であることです。
(申込時に労働保険料申告書の写しを提出していただく必要があります。)

7 申込締切日 **10月9日（金）まで** 【期限までに定員になりました場合には締め切ります。】

8 申込み方法

①本案内書の「参加申込書」に必要事項をご記入の上、お申込み下さい。

参加証は、開催日10日前頃送付致します。

②参加費の送金は、申込み締切日までに現金書留もしくは銀行振込みにてお願いします。

請求書・領収書が必要な方は、申込書の備考欄にご記入下さい。

9 参加費振込先

鹿児島銀行 本店 当座預金 口座番号 8526 口座名（公社）鹿児島県労働基準協会

※振込手数料は、ご負担願います。

なお、受付後の参加費の払い戻しはいたしませんので、代わりの方の参加をお願い致します

申し込み・問合せ先

〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16-16

(公社) 鹿児島県労働基準協会 TEL 099-226-3621

申し込みファックス番号 099-226-3622

参 加 申 込 書 (27.10.30実施分)

安全衛生スタッフ向けリスクアセスメント実務研修（鹿児島）

フリガナ				業種		
事業場名				事業場規模	<input type="checkbox"/> 50人未満 <input type="checkbox"/> 50~99人 <input type="checkbox"/> 100~299人 <input type="checkbox"/> 300人以上	
所在地	〒 -			会員について <input type="checkbox"/> 非会員（一般） <input type="checkbox"/> 鹿児島県労働基準協会会員又は中災防賛助会員		
連絡担当者	(フリガナ)	所属		役職		
	氏名	T E L	()	F A X	()	
(フリガナ)		所属・役職名		年代をご記入ください。	※No.	
氏名				<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 60代以上		
参加者	男・女		所属・役職名		年代をご記入ください。	※No.
	男・女				<input type="checkbox"/> 10代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 60代以上	
該当個所の□にチェックマークをご記入ください。				備考欄	※受付	※参加証
参加費は 月 日 (振込手数料は、ご負担をお願いします。) ¥ 円 <input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> 現金書留で送金						
				※は記入しないで下さい。		

上欄にご記入いただいた会社名、氏名等により修了証等を発行させていただきますので、恐れ入りますが、名称はフルネームで正しくご記入くださいようお願いいたします。

※割引制度の利用について

割引制度の利用を希望される場合は、以下の□にチェックマークを記入してください。

割引制度の利用を希望する

割引制度の利用希望者は、本申込と共に直近の「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）※労働局、労働基準監督署の受付印があるもの」をご提出ください。（受付印がない場合は納付書の写しと一緒にご提出ください。）提出がない場合割引料金とはなりません。

※ 上記制度をご利用いただいた場合、後日効果を計るためアンケート調査にご協力いただくことになります。

※ご記入頂いた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、研修会の的確な実施のために使用するほか、当協会が実施する各種セミナー・講演会の情報提供に使用することができます。これらの情報提供に使用することを同意して頂けない場合には、右の□内にチェックマーク(√)をご記入下さい。

同意しない

平成27年10月 講習開催のご案内

講習のご案内

鹿児島教習所実施分
所在地：鹿児島市七ツ島1-6-2問い合わせ・申込書取り寄せ先
TEL099-226-3621 FAX099-226-3622

鹿児島基準協会 検索

講習名		講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
技能講習	[普通自動車運転免許証写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 10/5~10/9	9/7~9/11	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者
	車両系建設機械運転 (解体用)	10/5	9/7~9/11	会員 17,780円 一般 18,780円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (キャタピラー車限定を除く)
	小型移動式クレーン運転	10/13~10/15	9/14~9/18	【全科目者】 会員 28,420円 一般 29,420円 【科目免除者】 会員 26,260円 一般 27,260円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者
	不整地運搬車運転	10/13~10/14	9/14~9/18	会員 34,480円 一般 35,480円	【受講資格】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・車両系建設機械運転(整地等又は解体用)技能講習修了者
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	10/22~10/23	9/14~9/18	会員 12,824円 一般 13,824円	
	車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 10/26~10/30	9/28~10/2	【全科目者】 会員 65,200円 一般 66,200円 【科目免除者】 会員 36,040円 一般 37,040円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了者
	玉掛け	10/26~10/28	9/28~10/2	【全科目者】 会員 22,040円 一般 23,040円 【科目免除者】 会員 19,880円 一般 20,880円	【科目免除者】 ・クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
教習	移動式クレーン運転実技教習 (5t以上) [実技免除]	10/19~10/24	9/14~9/18	【全科目者】 会員 89,720円 一般 90,720円 【学科免除者】 79,920円	【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必修科目となっております。)
特別教育	巻き上げ機の運転	10/6~10/7	9/7~9/11	会員 15,340円 一般 18,580円	
	小型車両系建設機械運転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	10/19~10/20	9/14~9/18	会員 16,460円 一般 19,700円	
	研削といしの取替え等 (自由研削用)	10/21	9/14~9/18	会員 10,908円 一般 11,988円	
その他	安全管理者選任時研修	10/8~10/9	9/7~9/11	会員 16,632円 一般 20,952円	
	安全衛生推進者	10/15~10/16	9/14~9/18	会員 12,176円 一般 13,176円	

〔備考〕 1 申込者多数の場合、受付期間内でも締め切り又は、講習科目によっては日程を延長し実施する場合があります。
 2 詳細につきましては、ホームページをご覧いただくか、案内書をお取り寄せください。

鹿屋地区での講習会のお知らせ

講習名	講習日	受付期間	受講料テキスト代 (消費税込)	科目免除者 又は受講資格
フォークリフト運転技能講習 ※鹿屋支部での受付になりますので、直接お問い合わせください。 TEL0994-40-9055 FAX0994-40-9056	10/19~10/23	9/7~9/9	【全科目者】 会員 30,860円 一般 31,860円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許所持者